

審決

不服 2020-5696

(省略)

請求人 日産化学株式会社

(省略)

代理人 弁理士 特許業務法人英明国際特許事務所

特願 2016-532977 「電荷輸送性ワニス」 拒絶査定不服審判事件
〔平成 28 年 1 月 14 日国際公開、WO 2016/006673〕について、
次のとおり審決する。

結論

本件審判の請求は、成り立たない。

理由

1 手続の経緯

本願は、2015 年（平成 27 年）7 月 10 日（優先権主張 平成 26 年 7 月 11 日）を国際出願日とする出願であって、平成 31 年 4 月 3 日付けで拒絶理由が通知され、令和元年 5 月 23 日に意見書が提出され、同年 9 月 26 日付けで拒絶理由が通知され、同年 11 月 15 日に意見書が提出され、令和 2 年 1 月 28 日付けで拒絶理由が通知され、同年 3 月 26 日に意見書の提出とともに手続補正がなされ、同年 4 月 16 日付けで拒絶査定（以下、「原査定」という。）がされ、これに対し同年 4 月 27 日に拒絶査定不服審判の請求がなされたものである。

2 原査定の概要

原査定の拒絶理由の概要は、本願請求項 1、7～10 に係る発明は、引用出願 1 に係る発明と同一であり、本願請求項 1、7～10 に係る発明は、引用出願 2 に係る発明と同一であり、本件請求項 1、4～10 に係る発明は、引用出願 3 に係る発明と同一であるから、特許法第 39 条第 1 項の規定により特許を受けることができない、というものである。

引用出願 1：特願 2015-506757 号
（特許第 6004083 号公報）

引用出願 2：特願 2015-502871 号
（特許第 6048571 号公報）

引用出願 3：特願 2013-534697 号
（特許第 5761357 号公報）

3 本件発明

本願請求項 1～11 に係る発明は、令和 2 年 3 月 26 日の手続補正により補正された特許請求の範囲の請求項 1～11 に記載された事項により特定されるおりの発明であり、その請求項 1 に係る発明（以下、「本件発明」という。）は、次のとおりである。

「【請求項 1】

電荷輸送性物質とドーパント物質と、1 種または 2 種以上の有機溶媒とを含み、

前記電荷輸送性物質が、N, N'-ジ(1-ナフチル)ベンジジン、N, N'-ジ(2-ナフチル)ベンジジンおよび N-(1-ナフチル)-N'-(2-ナフチル)ベンジジンから選ばれる少なくとも 1 種を含むことを特徴とする電荷輸送性ワニス。」

4 引用出願

(1) 引用出願 1

ア 原査定拒絶の理由において引用された、特願 2015-506757 号（以下、「引用出願 1」という。）は、本願の優先権主張の日より前の平成 26 年 3 月 17 日（優先権主張 平成 25 年 3 月 18 日）を国際出願日とする出願であって、平成 28 年 8 月 22 日に特許料が納付され、同年 9 月 16 日にその特許権の設定の登録がされたものである（平成 28 年 10 月 5 日に特許掲載公報が発行された特許第 6004083 号）。

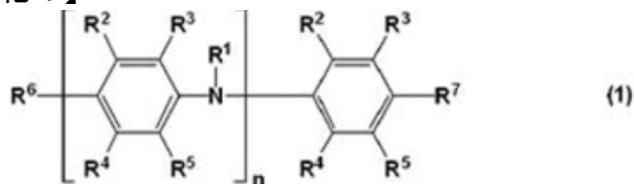
そうすると、引用出願 1 は、本願の先願にあたる。

イ 引用出願 1 の特許請求の範囲の請求項 1 及び請求項 8 には、以下のとおり記載されている。

「【請求項 1】

式(1)で表されるオリゴアニリン誘導体からなる電荷輸送性物質、式(2)で表される N, N'-ジアリールベンジジン誘導体からなる電荷輸送性物質、ドーパント及び有機溶媒を含むことを特徴とする電荷輸送性ワニス。

【化 1】



(式中、R¹ は、それぞれ独立して、水素原子、Z¹ で置換されていてもよい炭素数 1～20 のアルキル基、炭素数 2～20 のアルケニル基若しくは炭素数 2～20 のアルキニル基、又は Z² で置換されていてもよい炭素数 6～20 のアリール基若しくは炭素数 2～20 のヘテロアリール基を表し、

R²～R⁷ は、それぞれ独立して、水素原子、ハロゲン原子、ニトロ基、シアノ基、アミノ基、アルデヒド基、水酸基、チオール基、スルホン酸基、カルボン酸基、Z¹ で置換されていてもよい炭素数 1～20 のアルキル基、炭素数 2

～20のアルケニル基若しくは炭素数2～20のアルキニル基、 Z^2 で置換されていてもよい炭素数6～20のアリール基若しくは炭素数2～20のヘテロアリール基、 $-NHY^1$ 、 $-NY^2Y^3$ 、 $-C(O)Y^4$ 、 $-OY^5$ 、 $-SY^6$ 、 $-SO^3Y^7$ 、 $-C(O)OY^8$ 、 $-OC(O)Y^9$ 、 $-C(O)NHY^{10}$ 又は $-C(O)NY^{11}Y^{12}$ 基を表し、

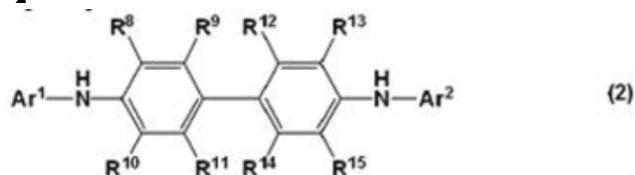
$Y^1 \sim Y^{12}$ は、それぞれ独立して、 Z^1 で置換されていてもよい炭素数1～20のアルキル基、炭素数2～20のアルケニル基若しくは炭素数2～20のアルキニル基、又は Z^2 で置換されていてもよい炭素数6～20のアリール基若しくは炭素数2～20のヘテロアリール基を表し、

Z^1 は、ハロゲン原子、ニトロ基、シアノ基、アミノ基、アルデヒド基、水酸基、チオール基、スルホン酸基、カルボン酸基、又は Z^3 で置換されていてもよい炭素数6～20のアリール基若しくは炭素数2～20のヘテロアリール基を表し、

Z^2 は、ハロゲン原子、ニトロ基、シアノ基、アミノ基、アルデヒド基、水酸基、チオール基、スルホン酸基、カルボン酸基、又は Z^3 で置換されていてもよい炭素数1～20のアルキル基、炭素数2～20のアルケニル基若しくは炭素数2～20のアルキニル基を表し、

Z^3 は、ハロゲン原子、ニトロ基、シアノ基、アミノ基、アルデヒド基、水酸基、チオール基、スルホン酸基又はカルボン酸基を表し、 n は、2～20の整数を表す。）

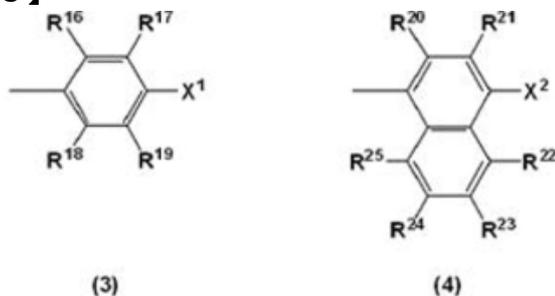
【化2】



〔式中、 $R^8 \sim R^{15}$ は、それぞれ独立して、水素原子、炭素数1～20のアルキル基、炭素数2～20のアルケニル基又は炭素数2～20のアルキニル基を表し、

Ar^1 及び Ar^2 は、それぞれ独立して、式(3)又は(4)で表される基を表す。

【化3】



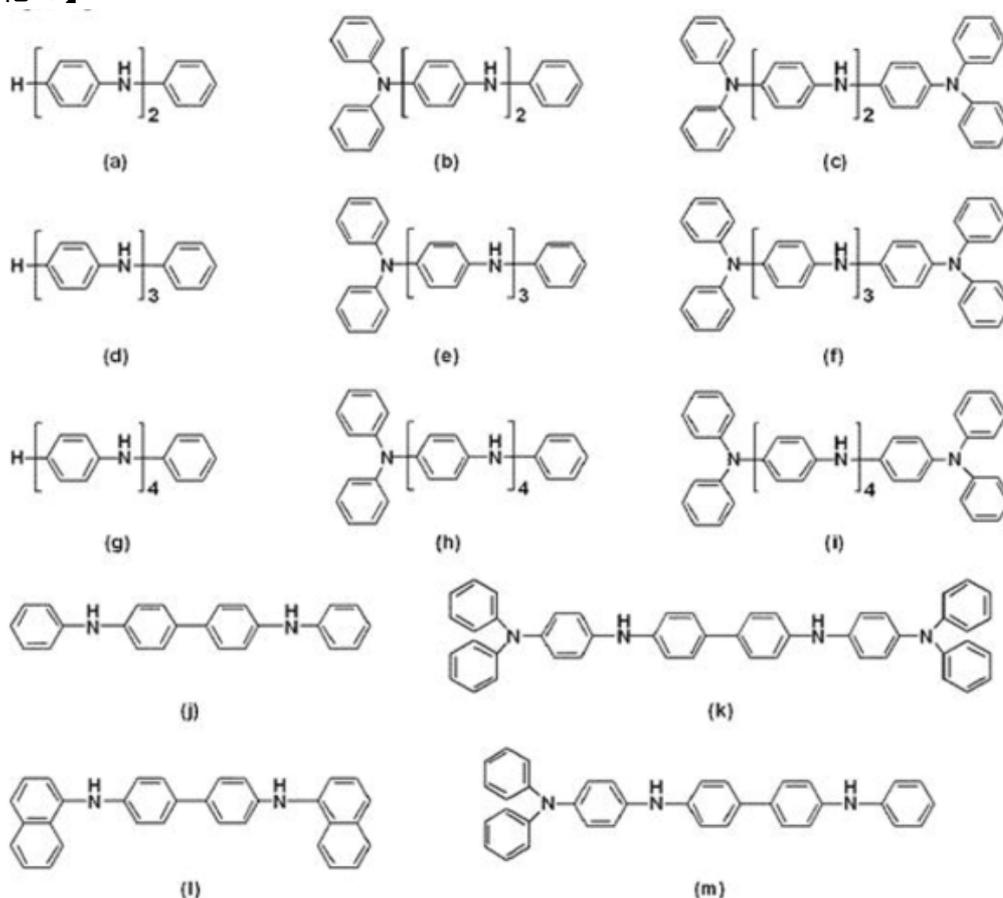
〔式中、 $R^{16} \sim R^{25}$ は、それぞれ独立して、水素原子、炭素数1～20のアルキル基、炭素数2～20のアルケニル基又は炭素数2～20のアルキニル基を表し、

X¹ 及び X² は、それぞれ独立して、水素原子、炭素数 1～20 のアルキル基、炭素数 2～20 のアルケニル基、炭素数 2～20 のアルキニル基、ジフェニルアミノ基、1-ナフチルフェニルアミノ基、2-ナフチルフェニルアミノ基、ジ(1-ナフチル)アミノ基、ジ(2-ナフチル)アミノ基又は 1-ナフチル-2-ナフチルアミノ基を表す。)]]

「【請求項 8】

前記オリゴアニリン誘導体が、式 (a) ～ (i) のいずれかで表され、前記 N, N'-ジアリールベンジジン誘導体が、式 (j) ～ (m) のいずれかで表される請求項 1 記載の電荷輸送性ワニス。

【化 4】



」

ウ 引用発明 1

引用出願 1 の請求項 8 に係る発明は、その発明特定事項である「N, N'-ジアリールベンジジン誘導体」に選択肢を有するので、選択肢中の一の選択肢である「式 (1)」のみをその選択肢に係る発明特定事項と仮定したときの請求項 8 に係る発明を、以下、「引用発明 1」とする。なお、引用発明 1 における「式 (1)」の化合物は個別具体的な化合物である。したがって、引用発明 1 は、当業者が引用出願 1 の請求項 8 から単独で把握できるものであり、また、

式(1)の化合物が製造不可能であるといった、特段の事情もない。

(2) 引用出願2

ア 原査定の拒絶の理由において引用された、特願2015-502871号(以下、「引用出願2」という。)は、本願の優先権主張の日より前の平成26年2月18日(優先権主張平成25年2月26日)を国際出願日とする出願であって、平成28年11月7日に特許料が納付され、同年12月2日にその特許権の設定の登録がされたものである(平成28年12月21日に特許掲載公報が発行された特許第6048571号)。

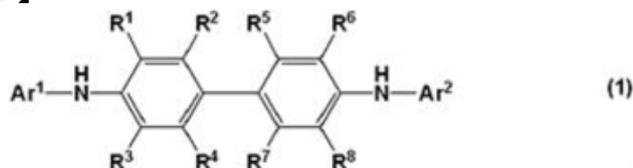
そうすると、引用出願2は、本願の先願にあたる。

イ 引用出願2の特許請求の範囲の請求項1及び請求項5には、以下のとおり記載されている。

「【請求項1】

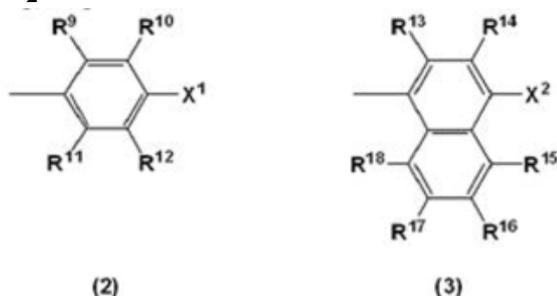
式(1)で表されるN, N'-ジアリールベンジジン誘導体からなる電荷輸送性物質、ヘテロポリ酸のみからなる電荷受容性ドーパント及び有機溶媒を含み、ヘテロポリ酸の質量比が、電荷輸送性物質1に対して1.0~11.0であることを特徴とする電荷輸送性ワニス。

【化1】



[式中、R¹~R⁸は、それぞれ独立して、水素原子、ハロゲン原子、炭素数1~20のアルキル基、炭素数2~20のアルケニル基又は炭素数2~20のアルキニル基を表し、Ar¹及びAr²は、それぞれ独立して、式(2)又は(3)で表される基を表す。

【化2】



(式中、R⁹~R¹⁸は、それぞれ独立して、水素原子、ハロゲン原子、炭素数1~20のアルキル基、炭素数2~20のアルケニル基又は炭素数2~20のアルキニル基を表し、X¹及びX²は、それぞれ独立して、水素原子、ハロゲン原子、炭素数1~20のアルキル基、炭素数2~20のアルケニル基、炭素数2~20のアルキニル基、ジフェニルアミノ基、1-ナフチルフェニルアミノ基、2-ナフチルフェニルアミノ基、ジ(1-ナフチル)アミノ基、ジ(2-ナフ

チル) アミノ基又は1-ナフチル-2-ナフチルアミノ基を表す。)]]

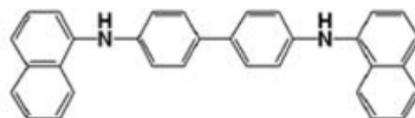
「【請求項5】

前記N, N'-ジアリールベンジジン誘導体が、式(1-1)~(1-3)のいずれかで表される請求項1記載の電荷輸送性ワニス。

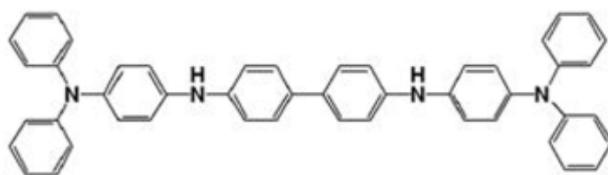
【化3】



(1-1)



(1-2)



(1-3)

」

ウ 引用発明2

引用出願2の請求項5に係る発明は、その発明特定事項である「N, N'-ジアリールベンジジン誘導体」に選択肢を有するので、選択肢中の一の選択肢である「式(1-2)」のみをその選択肢に係る発明特定事項と仮定したときの請求項5に係る発明を、以下、「引用発明2」とする。なお、引用発明2における「式(1-2)」の化合物は、個別具体的な化合物である。したがって、引用発明2は、当業者が引用出願2の請求項5から単独で把握できるものであり、また、式(1-2)の化合物が製造不可能であるといった、特段の事情もない。

5 対比・判断

(1) 引用出願1

ア 対比

以下、本件発明と引用発明1とを対比する。

(ア) 電荷輸送性物質

引用発明1の「式(1)で表されるオリゴアニリン誘導体からなる電荷輸送性物質」及び「式(2)で表されるN, N'-ジアリールベンジジン誘導体からなる電荷輸送性物質」は、本件発明の「電荷輸送性物質」に相当する。また、引用発明1の「式(1)」の「N, N'-ジアリールベンジジン誘導体」は、「N, N'-ジ(1-ナフチル)ベンジジン」であるから、引用発明1は、本件発明の「前記電荷輸送性物質が、N, N'-ジ(1-ナフチル)ベンジジン、N, N'-ジ(2-ナフチル)ベンジジンおよびN-(1-ナフチル)-N'

ー（２－ナフチル）ベンジジンから選ばれる少なくとも１種を含む」という要件を満たす。

（イ）ドーパント物質

引用発明１の「ドーパント」は、本件発明の「ドーパント物質」に相当する。

（ウ）有機溶媒

引用発明１の「有機溶媒」は、本件発明の「有機溶媒」に相当する。そして、引用発明１の「有機溶媒」は、本件発明の「１種または２種以上」とする要件を満たしている。

（エ）電荷輸送性ワニス

引用発明１の「電荷輸送性ワニス」は、「式（１）で表されるオリゴアニリン誘導体からなる電荷輸送性物質、式（２）で表されるN, N'－ジアリールベンジジン誘導体からなる電荷輸送性物質、ドーパント及び有機溶媒を含む」ものである。そうすると、引用発明１の「電荷輸送性ワニス」は、本件発明の「電荷輸送性物質とドーパント物質と、１種または２種以上の有機溶媒とを含み」とされる、「電荷輸送性ワニス」に相当する。

イ 判断

本件発明と引用発明１は、「電荷輸送性物質とドーパント物質と、１種または２種以上の有機溶媒とを含み、前記電荷輸送性物質が、N, N'－ジ（１－ナフチル）ベンジジン、N, N'－ジ（２－ナフチル）ベンジジンおよびN－（１－ナフチル）－N'－（２－ナフチル）ベンジジンから選ばれる少なくとも１種を含む電荷輸送性ワニス。」の点で一致し、相違しない。

そうしてみると、本件発明と引用出願１の請求項８に係る発明とは、引用発明１において重なる部分が存在するものであるから、本件発明と引用出願１の請求項８に係る発明とは、同一の発明である。

ウ 審判請求人の主張

審判請求人は、審判請求書の請求の理由（３）（c）（I）（i）（ロ）において、本件発明と引用先願１の請求項８に係る発明とは、以下の〔相違点１－２〕で相違すると主張している。

〔相違点１－２〕

電荷輸送性物質が、本願発明１では、「N, N'－ジ（１－ナフチル）ベンジジン、N, N'－ジ（２－ナフチル）ベンジジンおよびN－（１－ナフチル）－N'－（２－ナフチル）ベンジジンから選ばれる少なくとも１種を含む」とされ、マーカッシュ形式で規定されているものの、「N, N'－ジナフチルベンジジン」として「N, N'－ジ（１－ナフチル）ベンジジン、N, N'－ジ（２－ナフチル）ベンジジンおよびN－（１－ナフチル）－N'－（２－ナフチル）ベンジジンから選ばれる少なくとも１種」のみを具体的に特定しているのに対し、引用先願発明１－８では、「N, N'－ジアリールベンジジン誘導

体からなる電荷輸送性物質」を含むとされるとともに、当該「N, N' - ジアリアルベンジジン誘導体」が、「式 (j) ~ (m) のいずれかで表される」とのマーカッシュ形式で規定され、当該「N, N' - ジアリアルベンジジン誘導体」が、本願発明 1 のように「N, N' - ジナフチルベンジジン」として「N, N' - ジ (1-ナフチル) ベンジジン、N, N' - ジ (2-ナフチル) ベンジジンおよび N - (1-ナフチル) - N' - (2-ナフチル) ベンジジンから選ばれる少なくとも 1 種」のみを具体的に特定しておらず、「N, N' - ジナフチルベンジジン」以外の「N, N' - ジアリアルベンジジン誘導体」も包含すること。

そして、審判請求人は、「式 (j) ~ (m) のいずれかで表される (N, N' - ジアリアルベンジジン誘導体)」とのマーカッシュ形式の選択肢の中に「N, N' - ジ (1-ナフチル) ベンジジン」が含まれるため、本願発明 1 と引用先願発明 1-8 とでは、重なる部分が存在するものの、引用先願発明 1-8 においては、「N, N' - ジアリアルベンジジン誘導体」として「N, N' - ジフェニルベンジジン」等の「N, N' - ジナフチルベンジジン」以外の他の選択肢も挙げられている一方、本願発明 1 においては、「N, N' - ジナフチルベンジジン」として、「N, N' - ジ (1-ナフチル) ベンジジン」の他に、「N, N' - ジ (2-ナフチル) ベンジジン」及び「N - (1-ナフチル) - N' - (2-ナフチル) ベンジジン」も挙げられているため、両発明の範囲は異なっている。」「本願の記載に基づけば、「N, N' - ジアリアルベンジジン誘導体」を「N, N' - ジ (1-ナフチル) ベンジジン」等の「N, N' - ジナフチルベンジジン」に特定したことにより、「有機エレクトロルミネッセンス素子の輝度の耐久性向上」という効果が付加されていることは明らかであるから、上記 [相違点 1-2] は、課題解決のための具体化手段における微差ということとはできない。」と主張している。

しかしながら、引用出願 1 の請求項 8 の記載から引用発明 1 を認定できることは、前記 4 (1) ウで述べたとおりである。そして、本件発明と引用発明 1 の間に相違点は存在しないから、課題解決のための具体化手段における微差であるかの判断を要しない。

したがって、審判請求人の主張は採用できない。

エ 小括

以上のとおり、本件出願の請求項 1 に係る発明は、引用出願 1 の請求項 8 に係る発明と同一の発明である。

(2) 引用出願 2

ア 対比

以下、本件発明と引用発明 2 とを対比する。

(ア) 電荷輸送性物質

引用発明 2 の「式 (1) で表される N, N' - ジアリアルベンジジン誘導体

からなる電荷輸送性物質」は、本件発明の「電荷輸送性物質」に相当する。また、引用発明2の「式(1-2)」の「N, N'-ジアリールベンジジン誘導体」は、「N, N'-ジ(1-ナフチル)ベンジジン」であるから、引用発明2は、本件発明の「前記電荷輸送性物質が、N, N'-ジ(1-ナフチル)ベンジジン、N, N'-ジ(2-ナフチル)ベンジジンおよびN-(1-ナフチル)-N'-(2-ナフチル)ベンジジンから選ばれる少なくとも1種を含む」という要件を満たす。

(イ) ドーパント物質

引用発明2の「ヘテロポリ酸のみからなる電荷受容性ドーパント」は、本件発明の「ドーパント物質」に相当する。

(ウ) 有機溶媒

引用発明2の「有機溶媒」は、本件発明の「有機溶媒」に相当する。そして、引用発明2の「有機溶媒」は、本件発明の「1種または2種以上」とする要件を満たしている。

(エ) 電荷輸送性ワニス

引用発明2の「電荷輸送性ワニス」は、「式(1)で表されるN, N'-ジアリールベンジジン誘導体からなる電荷輸送性物質、ヘテロポリ酸のみからなる電荷受容性ドーパント及び有機溶媒を含み」とされている。そうすると、引用発明2の「電荷輸送性ワニス」は、本件発明の「電荷輸送性物質とドーパント物質と、1種または2種以上の有機溶媒とを含み」とされる、「電荷輸送性ワニス」に相当する。

イ 判断

本件発明と引用発明2は、「電荷輸送性物質とドーパント物質と、1種または2種以上の有機溶媒とを含み、前記電荷輸送性物質が、N, N'-ジ(1-ナフチル)ベンジジン、N, N'-ジ(2-ナフチル)ベンジジンおよびN-(1-ナフチル)-N'-(2-ナフチル)ベンジジンから選ばれる少なくとも1種を含む電荷輸送性ワニス。」の点で一致し、相違しない。

そうしてみると、本件発明と引用出願2の請求項5に係る発明とは、引用発明2において重なる部分が存在するものであるから、本件発明と引用出願2の請求項5に係る発明とは、同一の発明である。

ウ 審判請求人の主張

(ア) 審判請求人は、審判請求書の請求の理由(3)(c)(II)(i)(ロ)において、本件発明と引用先願の請求項5に係る発明との間には相違点があり、また、この相違点は、課題解決のための具体化手段における微差ということではできないと主張しているが、この点についての判断は、前記(1)ウで述べたのと同様である。

(イ) 審判請求人は、審判請求書の請求項理由(3)(b)において、本件発明は、選択発明に該当し得ないとする審査官の判断は、審査基準と整合しないとも主張する。

しかしながら、本件発明は、引用出願2の請求項5に記載された発明により同一性が否定されないものに該当しない(請求項2～6に係る発明のように、相違点が見いだされる発明に該当しない)から、選択発明になり得ない。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)のとおりであるから、審判請求人の主張は採用できない。

エ 小括

以上のとおり、本件出願の請求項1に係る発明は、引用出願2の請求項5に係る発明と同一の発明である。

6 むすび

本願の請求項1に係る発明は、引用出願1の請求項8に係る発明及び引用出願2の請求項5に係る発明と同一であるから、特許法第39条第1項の規定により特許を受けることができない。

したがって、本願は、その他の請求項について検討するまでもなく、拒絶すべきものである。

よって、結論のとおり審決する。

令和2年6月24日

審判長 特許庁審判官 樋口信宏
特許庁審判官 宮澤浩
特許庁審判官 井口猶二

(行政事件訴訟法第46条に基づく教示)

この審決に対する訴えは、この審決の謄本の送達があった日から30日(附加期間がある場合は、その日数を附加します。)以内に、特許庁長官を被告として、提起することができます。

[審決分類] P18 . 4 - Z (H05B)

審判長 特許庁審判官 樋口 信宏 9016
特許庁審判官 井口 猶二 9119
特許庁審判官 宮澤 浩 9407